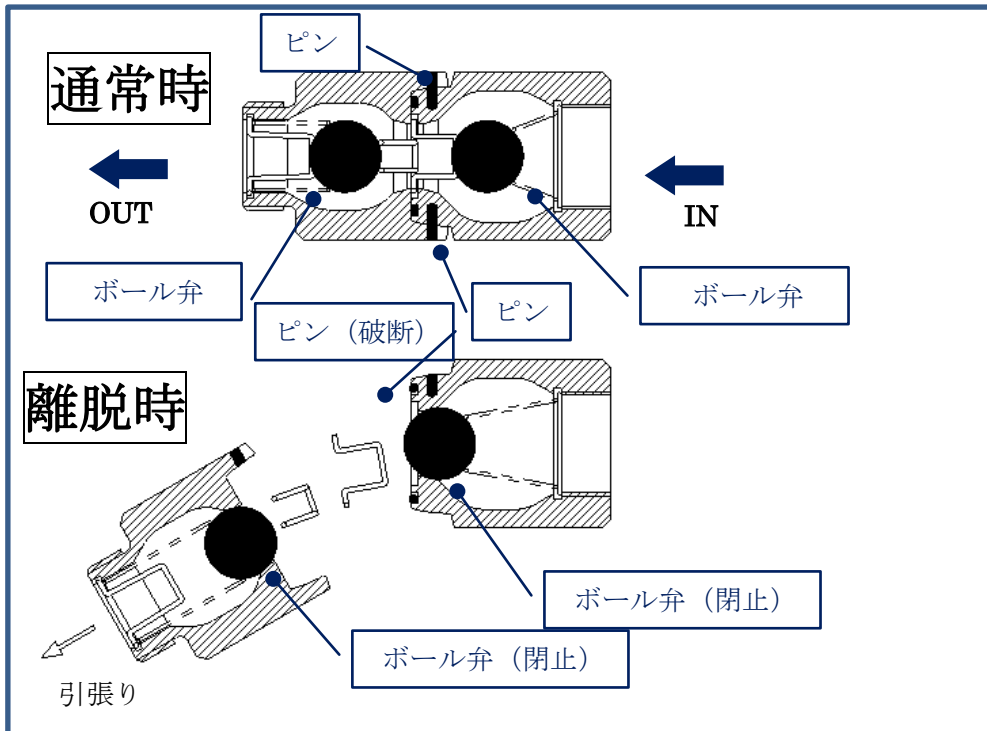


## 固定給油設備のホースに設置される緊急離脱カプラについて

### 1 概要

固定給油設備のホースに一定以上の引張力が加わった際に、せん断ピンが分離することで、ホースが分離し、上流側も下流側も弁が閉止する。



### 2 現在の市場への普及率

セルフ式のガソリンスタンドに設置されている固定給油設備については、緊急離脱カプラが100%設置されており、フル式のガソリンスタンドに設置されている固定給油設備についても自主的に設置されていることがある。

固定給油設備のホースに対して、一定以上の引張力が加わったにも関わらず緊急離脱カプラが正常に作動しなかった事例（ホースが固定給油設備を引っ張り、転倒等を起こす事例）については、消防庁及び計量器工業会において確認されていない。しかし、日本においてはホースの固定給油設備寄りに緊急離脱カプラが設置されていることが通常であるため、車両にノズルをつけたままの誤発進等の事故を想定し、ホースが固定給油設備を巻き込まないように設置する必要があるのではないか。

緊急離脱カプラを設置することで低減されると考えられるリスク

事故パターン3（給油中の車両の誤発進によるガソリン流出）

ガソリン大量流出のリスク

※ 緊急離脱カプラについては、1回/年の割合で目視点検を行うこととなっている（資料4-3-1参照）。

参考：危険物保安技術協会「固定給油設備等及びこれらの構成設備の型式試験  
確認実施要領」（平成10年3月11日制定・最終改正平成19年8月  
20日）（抜粋）

一 般	セ ル フ	個 別	<p>2-3 安全継手（セルフサービス用固定給油設備に用いることができるもの）</p> <p>2-3-1 構造、材質の確認</p> <p>申請図書により安全継手の構造、材質等及び離脱時には固定給油設備側とノズル側の両方を閉止するものであることについての確認を行う。</p> <p>2-3-2 離脱作動試験</p> <p>(1) 安全継手の軸芯方向の引張りで離脱する方式を用いるものにあつては、安全継手に接続された給油ホース等のホース部を安全継手の軸芯方向に引張り、800Nを越え1,800N以下の荷重で離脱することの確認を行う。作動試験は1回行う。繰り返して使用できるものは同一品で同様の試験を3回行う。</p> <p>(2) 安全継手の軸芯以外の方向の引張りで離脱する方式を用いるものにあつては、取付（使用）状態が使用可能角度範囲内にあり、かつ、使用可能角度範囲内で引張り、800Nを越え1,800N以下の荷重で離脱することの確認を行う。</p> <p>2-3-3 漏れ試験</p> <p>安全継手が分離した状態で、ポンプ設定圧力で、実液又は代替液により10分間、分離した両方にそれぞれ加圧し、弁座部からの漏れ量が10分間で10mL以下であることの確認を行う。</p>
一	○	②	